

周防大島町告示第83号

令和6年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年5月31日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和6年6月7日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

尾元 武君

荒川 政義君

久保 雅己君

小田 貞利君

---

○6月19日に応招した議員

---

○6月21日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和6年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和6年6月7日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和6年6月7日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 令和5年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第7 報告第3号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第8 議案第1号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第2号 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)  
(質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町地方活力向上地域  
等における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部改正)(質  
疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条  
例の一部改正)(質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第6号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第15 議案第8号 周防大島町 防災行政無線(同報系)第2期再整備工事の請負契約の  
締結について(質疑・討論・採決)
- 日程第16 議案第9号 令和6年度 東和小学校バリアフリー改修工事(建築)の請負契約の  
締結について(質疑・討論・採決)
- 日程第17 議案第10号 令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事(建築)  
の請負契約の締結について(質疑・討論・採決)
- 日程第18 議案第11号 令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事(機械設  
備)の請負契約の締結について(質疑・討論・採決)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 令和5年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第7 報告第3号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第8 議案第1号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第2号 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）  
（質疑・討論・採決）
- 日程第11 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第12 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第13 議案第6号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第15 議案第8号 周防大島町 防災行政無線（同報系）第2期再整備工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第16 議案第9号 令和6年度 東和小学校バリアフリー改修工事（建築）の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第17 議案第10号 令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（建築）の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第18 議案第11号 令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（機械設備）の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

---

出席議員（13名）

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 山中 正樹君 | 2番 | 栄本 忠嗣君 |
| 3番 | 白鳥 法子君 | 4番 | 竹田 茂伸君 |

5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	尾元 武君
12番	荒川 政義君	13番	久保 雅己君
14番	小田 貞利君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	池永祐美子君	議事課長	林 祐子君
書記	末武 良浩君		

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 淨孝君	副町長	岡村 春雄君
教育長	星野 朋啓君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	中元 辰也君	産業建設環境部長	瀬川 洋介君
健康福祉部長	中村 晴彦君	上下水道部長	藤本 倫夫君
統括総合支所長	松村 浩君		
会計管理者兼会計課長			江本 達志君
教育次長	木谷 学君	病院事業局総務部長	山中 茂雄君
総務課長	梅木 義弘君	財務課長	岡原 伸二君
財務課副課長	佐原 正幸君	税務課長	宮崎由紀子君
教育委員会総務課長	小泉 周三君		

---

午前9時30分開会

○議長（小田 貞利君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和6年第2回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（小田 貞利君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、山根耕治議員、6番、岡崎裕一議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（小田 貞利君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る5月31日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月21日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6月21日までの15日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（小田 貞利君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年3月定例会以降の諸般について、御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（3月・4月・5月実施分）と定期監査（3月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付しております。

次に、陳情・要望等につきましては、山口県高等学校教員組合から陳情・要望第39号学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める要請の国への提出を求める要請書を受理しましたので、議員配付として既にお手元にお届けしております。

続きまして、系統議長会関係について御報告をいたします。

去る令和6年5月14日、柳井地区広域市町議会議長会定期総会が開催され、令和5年度の事業報告及び収支決算並びに令和6年度の予算（案）を審議し、全て議案は全会一致で可決されました。なお、令和6年7月10日には議員研修会が開催されます。先日、事務局から案内がありましたので、全議員の御参加をよろしくお願いいたします。

また、山口県町議会議長会の関係におきましても、令和6年8月20日には広報研修会が予定されておりますので、関係する議員全員の御参加をよろしくお願いいたします。

次に、全国の関係について御報告をいたします。

令和6年5月21日は、全国の町村議会から議長・副議長・事務局職員、総勢2,000人が東京国際フォーラムに集まり、全国町村議会議長・副議長研修会が開催されました。研修会においては、町村議会議員のなり手不足対策検討会委員長の大正大学教授江藤俊昭氏による「議員のなり手不足は「住民自治の危機」：その打開の道を探る」と題した町村議会議員のなり手不足対策検討会が取りまとめ、令和6年4月8日に全国町村議会議長会の渡部会長に手交された報告書から「町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機」についてのお話を。

続いて、晴海パートナーズ法律事務所弁護士・元流山市政策法務室長の帖佐直美氏からは、ハラスメントとして「自治体議員が注意すべきポイント」についてのお話を。さらに、慶應義塾大学法学部政治学科教授谷口尚子氏からは、将来の地方議会を担うのは誰かについて「若者、女性、勤労者が参画する地方議会の実現」と題した講演を拝聴いたしました。

当日配付された令和6年4月8日に全国町村議会議長会の渡部会長に手交された報告書については、本日、議員各位のお手元にお届けしております。

最後に、議員研修会並びに議員派遣について御報告いたします。

令和6年4月16日から17日にかけて行った茨城県東海村及び福島県いわき市への議員視察研修には、10名の議員に参加いただきました。まず、茨城県東海村では東海第二発電所を訪問し、日本原子力発電株式会社東海事業本部担当者から安全性向上対策工事、使用済燃料乾式貯蔵建屋の説明をいただき、発電所施設内の視察を行いました。

次に、福島県いわき市にあるスパリゾートハワイアンズでは、常磐興産株式会社常務取締役関根一志氏より、スパリゾートハワイアンズの沿革やエネルギー革命・東日本大震災・新型コロナウイルス感染症拡大を乗り越えてきた取り組みについての講話を拝聴し、企業理念・経営理念から、まちづくり・地域づくりについてのヒントを学びました。

令和6年4月17日は、いわき湯本温泉古滝屋に設けられている原子力災害考証館を訪問し、館主の里見喜生氏より展示資料についての説明を受け、企画展示及び資料館を見学いたしました。

続きまして、議会広報編集特別委員会の5名が令和6年5月15日から16日にかけて、埼玉県鴻巣市及び埼玉県比企郡小川町において、議会広報制作にかかる研修と先進地の行政視察を行いました。委員各位におかれましては、研修で得た知識と小川町議会の広報発行特別委員会の皆さんとの意見交換で得た情報を糧に、今後もさらに知見を深め、斬新なアイデアやチャレンジ精神のもと、より多くの方に関心を持って読んでいただける議会広報誌の発行を期待しております。

なお、町人会の関係についてですが、現在のところ令和6年6月中旬に東京の各町人会の方が、今後について話し合いを持たれるよう聞いております。今後の活動について新たな情報が入りましたら、議員の皆様へお知らせをすることといたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4. 行政報告並びに提案理由の説明

○議長（小田 貞利君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。本日は、令和6年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ち、3件の行政報告を申し上げます。

1件目は、米軍岩国基地関連について2点御報告いたします。

1点目は、岩国基地周辺における令和5年度の航空機騒音の状況等について御報告いたします。山口県基地関係県市町連絡協議会において、令和5年度の航空機騒音の検証が整理され、令和6年5月7日に公表されたところでございます。

はじめに、月別のW値の推移を申し上げますと、令和5年4月から5月は、例年と同様のFCLP（空母艦載機離着陸訓練）前後の基地周辺での集中的な訓練や、九州沖の洋上の空母で4年ぶりに実施されたCQ（空母着艦資格取得訓練）に伴う夜間離着陸などの影響によりW値が高くなりました。令和5年7月は、外来機（米空軍のF-15EやF-16）が岩国基地に飛来・滞在し、訓練を実施した影響により、例年に比べW値が増大しました。

また、令和5年8月中旬に空母艦載機が一時帰還し、長期間滞在したことにより、令和5年8月から9月のW値が高いものとなりました。空母艦載機が再び基地を離れた令和5年10月はW値が低くなりましたが、帰還した令和5年11月以降はW値が高い水準で推移しました。

次に、過去の測定値等との比較で申し上げますと、前年度（令和4年度）と比べまして、28地点中27地点でW値が増加し、平成30年度以降、連続して増加したのは1地点で、11地点で最大値を記録しております。

移駐開始前5年平均との比較では、約9割の測定地点（21地点中20地点）でW値が増加し、基地北西側、基地近辺の西側、飛行ルート近辺の北東側で増加し、沖合移設前5年平均との比較では、8地点中4地点でW値が減少しているとの検証結果でございます。

次に、空母艦載機移駐後の状況を踏まえた騒音対策につきましては、この検証結果を踏まえ、国に対し、県による政府要望や県市町連絡協議会要望等を行い、引き続き移駐後の状況把握に努めるとともに、国や米側において要望した取り組みが進められるよう県、関係市町と連携し働きかけてまいりたいと考えております。

2点目は、令和元年7月から山口県が実施しております住宅環境改善支援事業の令和5年度分の申請等の状況について御報告いたします。

令和5年度の本町からの申請件数は478件で、補助実績額は3,878万6,000円と、多くの町民の皆様に利用されております。

なお、岩国市と和木町をあわせた県全体の申請件数は824件、補助実績額は6,849万円となっており、全体の約6割が本町からの申請という状況です。

本年度（令和6年度）におきましても継続実施されており、令和6年4月の文書配布時にチラシを全戸配布し周知を図ったところであり、各総合支所において令和7年1月31日まで随時、申請を受け付けているところでございます。

以上のとおり、米軍岩国基地に関する状況等について御報告申し上げましたが、今後も継続して議会へ報告するとともに、県及び関係市町と連携して町民の安心・安全の確保に努めてまいります。

続きまして2件目は、公文書部分開示決定処分取消等における訴訟について御報告いたします。

周防大島町農業委員会より、周防大島町民から公文書部分開示決定処分取消及び公文書開示決定処分取消並びに公文書公開義務付け請求訴訟を令和6年4月30日付で山口地方裁判所に訴訟提起された旨の報告がありましたので御報告いたします。

続きまして3件目は、令和5年度周防大島町各会計決算見込みについて御報告いたします。

令和5年度の一般会計及び企業会計の病院事業特別会計、水道事業特別会計、下水道事業特別会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。いずれの会計も順調に執行することができ、一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質収支は4億300万円の黒字が見込まれる状況にあります。また、特別会計につきましても、黒字若しくは収支ゼロの決算見込みとなっております。これは、町民の皆様、議員各位の御理解と御協力のたまものであり、深く感謝申し上げます。

現在は決算書の調製作業を進めており、病院事業特別会計等の企業会計も含め、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、第3回定例会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質公債費比率をはじめとする財政健全化判断比率を御報告させていただき予定としております。

以上、行政報告を3件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告案件3件、補正予算に関するもの2件、専決処分の承認を求めるもの3件、条例の一部改正に関するもの1件、山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について1件、工事請負契約の締結について4件の、あわせて14件であります。

報告第1号は、令和5年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について、繰越明許費繰越計算書の調製をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第2号は、令和5年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第3号は、令和5年度周防大島町病院事業特別会計予算の繰越報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第1号は、令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に1億6,973万5,000円を追加し、予算の総額を161億973万5,000円とするものでございます。

議案第2号は、令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に305万7,000円を追加し、予算の総額を24億2,334万3,000円とするものでございます。

議案第3号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布されたことに伴い専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第4号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部改正）につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令等、一部を改正する省令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第5号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布されたことに伴い専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第6号は、周防大島町税条例の一部改正について、地方税法等の一部改正等に伴い所要の改正をするものであります。

議案第7号は、山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定に伴い、規約の一部を変更しようとするものであります。

議案第8号から議案第11号までは、工事請負契約の締結についてであります。

議案第8号周防大島町 防災行政無線（同報系）第2期再整備工事の請負契約の締結については、大阪府大阪市淀川区のパナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号令和6年度 東和小学校バリアフリー改修工事（建築）の請負契約の締結については、大字久賀の平川建設株式会社と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（建築）の請負契約の締結についても、大字久賀の平川建設株式会社と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（機械設備）の請負契約の締結については、大字小松の株式会社三光電気工業所と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、各案件につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

---

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

○議長（小田 貞利君） 日程第5、報告第1号令和5年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから、日程第7、報告第3号令和5年度周防大島町病院事業特別会計予算の繰越報告について、執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号令和5年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について、御説明をいたします。

去る第1回定例会におきまして御議決いただきました令和5年度の繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し報告するものでございます。

一般会計におきまして、繰越限度額4億8,028万7,000円に対し、4億2,826万6,000円を繰り越しております。

事業ごとの繰越額及び財源内訳につきましては、3ページと4ページの繰越計算書に記載しておりますので、御高覧いただきますことをお願いし、報告とさせていただきます。

○議長（小田 貞利君） 藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） 報告第2号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告いたします。

今回の予算繰越計算書は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和5年度予算に定めた建設改良に要する経費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。繰り越しました事業は、特定環境保全公共下水道事業、公共下水道施設機能保全事業、農業集落排水施設整備事

業及び漁業集落排水施設整備事業で、その繰越額は、合計欄に記載のとおり6億4,793万円で、財源内訳につきましては、表中の左の財源内訳の欄に記載のとおりでございます。

以上で、報告第2号の報告を終わらせていただきます。

○議長（小田 貞利君） 次に、石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 報告第3号令和5年度周防大島町病院事業特別会計予算の繰越報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告いたします。

令和5年度周防大島町病院事業特別会計予算繰越計算書は、地方公営企業法第26条第2項の規定に基づき、事業費用に要する経費を翌年度に繰り越したものでございます。

表にお示した事業費用にかかる繰り越した事業は、周防大島町立介護医療院やすらぎ苑の荷物用エレベーター修理で506万円を繰り越し、その財源内訳は表中の左の財源内訳の欄に記載のとおりでございます。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

○議長（小田 貞利君） 以上で、執行部の報告を終了します。

---

### 日程第8. 議案第1号

○議長（小田 貞利君） 日程第8、議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1億6,973万5,000円を追加し、予算の総額を161億973万5,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,474万7,000円を計上し、定額減税補足給付金事業及び重点支援給付金事業に充当するものでございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付金・定額減税一体支援枠分につきましては、令和5年12月に交付限度額を1億1,169万7,000円とする通知があり、そのうち3,474万7,000円については、国の本省繰越により令和6年度での事業実施が可能となっております。

このたび、定額減税補足給付金事業及び重点支援給付金事業に要する経費を計上し、その財源としております。

なお、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の額は、交付限度額と令和5年度事業への充当額7,695万円との差額の計上であり、事業費を大幅に下回っておりますが、令和6年度の事業費の実績に応じて追加で交付される予定でございます。

2目民生費国庫補助金は、障害者自立支援給付審査支払等システム事業にかかるシステム改修経費に対する補助金49万8,000円の計上でございます。

17款1項寄附金3目民生費寄附金は、高齢者及び子供への食の支援充実のために500万円の御寄附をいただきましたことを受けての計上でございます。今後、事業の実施に向けて検討を進め、事業費の予算計上は令和7年度当初予算を予定しておりますことから、今年度は本寄附金をまち・ひと・しごと創生基金に全額積立てを行い、事業実施の際の財源として活用させていただく予定でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1億2,949万円取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費の基金管理経費は、歳入の寄附金で御説明したとおり、まち・ひと・しごと創生基金への積立金500万円の計上でございます。

2項徴税费1目税務総務費の定額減税補足給付金事業（物価高騰対策給付金）は、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）において、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円及び令和6年度分の個人住民税1万円の定額減税が実施されます。

その中で、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を調整のうえ給付するため、定額減税補足給付金のほかシステム導入業務委託料など1億168万4,000円の計上でございます。

11ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の重点支援給付金事業（非課税等対象拡充分）は、令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯あたり10万円を給付し、また18歳以下の児童を扶養している世帯に対しては、対象児童1人あたり5万円を加算して給付するための経費として5,940万3,000円の計上でございます。

2目障害福祉費の障害者自立支援特別対策事業は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に

かかる福祉・介護職員の処遇改善等に伴うシステム改修委託料99万9,000円の計上でございます。

5目介護保険対策費の介護保険対策事業は、介護保険法等の改正に伴うシステム改修委託料37万4,000円の計上でございます。

12ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の日良居庁舎管理経費は、日良居庁舎の高圧ケーブル更新に伴う電気設備改修等の経費として143万4,000円の計上でございます。

9款教育費4項社会教育費2目公民館費の棕野公民館管理運営経費は、棕野公民館の浄化槽が一部破損し使用できない状況のため、下水道への接続工事費として84万1,000円の計上でございます。

以上が、議案第1号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第1号、質疑はありますか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御説明ありがとうございました。幾つか質問したい点があるので、質疑をさせていただきます。

物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の歳入の御説明がございました。歳出では、それを活用した事業として、定額減税のことですとか、重点支援給付金事業などの御説明をいただきました。この中で一般財源の負担が予定されておりますが、これは先ほどの歳入の御説明であったとおり、事業費を大幅に下回っている部分というものは、実施に応じて、現在予定では一般財源を充てることになっているけれど、その分は実績に応じて交付金というか、そういったものが入ってきて、実質、町の一般財源は、これらの事業には使われないということによかったのかどうかということが1点。

10ページの歳出につきまして、定額減税補足給付金事業のところでございますが、住民税・所得税が定額減税されるという国の事業でございますが、町の税収が減る部分については、今後交付税措置などがされる予定があるのかどうか、現時点で分かれば教えてください。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員の御質問にお答えいたします。

まず、2点ほど御質問いただきましたけれど、1点目につきましては、やはり一部事務費等に

については、町単独の部分が出てまいりますので、全額というわけにはいかないと認識をしております。

2点目につきましては、白鳥議員が御質問された内容のとおりでございます。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございます。

次に、別の質問になるんですけども、歳入で寄附金が500万円ほどございました。こちらの寄附者の思いとして、高齢者や子供への食の支援のためといったような御説明だったかと思うんですけども、そういった寄附者の意思を尊重して、次年度に何かしら町としての事業を企画するおつもりがあるという理解でいいのか。それとも、今現在ある何かの事業を拡充するというイメージなのか。先のことですけれども、現状の思いがあれば教えてください。

○議長（小田 貞利君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 白鳥議員の御質問ですが、今のところは、現状の事業に対する充実プラス新しい事業、そういうのを含めて令和7年度から実施できるように検討しているところでございます。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 委託料で、システム導入業務とかシステム改修費とか、いくつか上がっておりますけれども、これの実施段階でどういう契約になるのか。例えば、新規で契約されるのか、変更契約とかそういう形になるのか、ちょっとそれがこの予算だけじゃ分からないので、1つになるのかもしれないけれども、その辺の現状で分かっている範囲で結構なので、御説明をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 各課の事業によって、システム改修であったり、導入がありますが、基本的には全て新規で改修させていただくとか、既存のシステムを新規で改修させていただくというようになっております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 4つ予算が上がっていますから、これは4件の契約になるということではよろしいかどうか、もう1回御答弁をお願いします。

それと、今回6月補正で計上することになった理由というのを御説明いただきたいと思います。

もう1点は、先ほどの寄附金の件ですが、今後予算を組むにあたって寄附をされた方とのコミュニケーションというか、やはりその意図をしっかりと反映する努力というか過程が必要だと思うんですけど、その辺はどういうふうに進められていくのか、その辺を御説明ください。

○議長（小田 貞利君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 田中議員の御質問ですが、基本的にはどのシステムも当初予算で計上できればよかつたんだらうと思うが、国の方針がきちんとしたものが出ていなかったりとか、方針が出て3月末とか4月の頭とか、そういうような感じであるが、9月補正では間に合わないということで6月補正に上げさせていただいております。

それと……（発言する者あり）4件の契約の内容……（「予算が4件あるから契約も4件ですか」と呼ぶ者あり）おっしゃるとおりで、契約も4件になります。

寄附金のやり取りなんですけれど、実を申しますと、最初に福祉課に寄附者から御相談いただきまして、今も電話ではあるんですが、直接やり取りさせていただいて、御本人さんの意向に完全に沿うことというのはあれなんですけど、できるだけ沿うように、こういうものは使っていくべきではないかと考えております。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論・採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

#### 日程第9 議案第2号

○議長（小田 貞利君） 日程第9、議案第2号令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 議案第2号令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を行います。

補正予算つづりの13ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ305万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億2,334万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

8款国庫支出金1項国庫補助金1目制度改正補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として305万7,000円増額補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

22ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、マイナンバーカードと保険証が一体化する取扱いとなることにより新たに資格確認書を交付するためのシステム改修経費 3 0 5 万 7, 0 0 0 円を増額補正するものでございます。

以上が、令和 6 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第 2 号、質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（3 番 白鳥 法子君） 今回の補正が、よくニュースでも見ているマイナンバーカードが保険証を兼ねることに関するものなのだと理解したところなんですけど、今回はシステムの改修にかかる経費ですけども、実際に資格確認書を発行するという事になったときの事務費などは、町の財源で対応していくということになるのか。別途、国からそれを行うための経費などの補填があるのか、分かれば教えてください。

町または病院事業局として、住民にどのようにしてほしいということがあるのかどうか。例えば、個人個人がいろいろな情報を基に判断してマイナンバーカードと紐付けたくない人はこの確認書でやってください、お任せしますというスタンスなのか。なるべくマイナンバーカードを取得して保険証と紐付けをすることで効率的な医療体制に協力していただきたいとか、それを使うことによって住民の方々もメリットがあるのでそうしてほしいというような思いがあるのか、その辺りをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（小田 貞利君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 白鳥議員の御質問ですが、マイナ保険証の発行の手続にかかる事務費なんですけど、今現時点では町の単独でやろうかなと思っているんですけど、何らかの手当があるかもしれないということで御理解いただけたらと思います。

マイナ保険証は、国も推奨しているところから、町の立場としては推奨したいという方向に行かざるを得ないかと、そういう言い方をするとあれなんですけど、推奨してまいりたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3 番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

国の推進事業であり、町としても推進するという事なんですけども、それに関して、町独自で、例えば町民に呼びかけるでありますとか、病院の窓口で呼びかけるといったような取り組みをする予定があるのか、おつもりがあるのか、現時点であれば教えてください。

○議長（小田 貞利君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 白鳥議員の御質問にお答えします。

今のところ考えられるとしたら、町の広報あるいはホームページ等、これは最低限やるべきなのかなと考えております。あと、町立病院に限らず個人病院もあると思うんですが、医師会等とも、そういう協議を持つのも大事かなと今思っています。そういう協議をやる予定にはしていませんが、町立なので病院事業局とはそういう話し合いはできるのかなと思います。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） システム改修費について、詳しく具体的に教えていただきたいと思います。

さっきの話と一緒に、要するに今、何らかのシステムがあるなら、その何らかを御説明いただきたいのと、今回のこの資格証明書の交付に基づいて何をどう改修するのか、その辺をちょっと分かりやすく御説明いただけたらと思います。

○議長（小田 貞利君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 今回の改修の主なものとしては、令和6年8月1日に今までどおりの保険証を交付するんですが、その保険証を交付するときに、加入者情報の通知と一緒にさせていただきます。これは、オンラインの資格確認システム等に登録されている加入者情報に誤りがないかというのを個人番号等で確認してもらうための通知なんですが、その通知書を発行するように改修するということプラス、先ほどから何度か申し上げていると思いますが、資格確認書、これを交付する機能というのを追加します。

令和6年12月2日以降は被保険者証というのを発行しなくなるので、既存の被保険者証を発行できないようにする対応もさせていただきます。（「改修する契約の名称」と呼ぶ者あり）

契約の形としては、改修という形で、既存のシステムを改修するという契約をさせていただくようになります。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっとよく分からないんですが、私がお尋ねしたのは、今、何とか業務委託契約というのがあって、それを変更するのか、それとも新たに契約するのか。現状の契約があるなら、その名前を教えてくださいと申し上げたんです。

○議長（小田 貞利君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 大変失礼しました。今回、新規で改修の契約をさせていただきます。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論・採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

---

日程第 10. 議案第 3 号

日程第 11. 議案第 4 号

日程第 12. 議案第 5 号

○議長（小田 貞利君） 日程第 10、議案第 3 号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）から、日程第 12、議案第 5 号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）までの 3 議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 3 号から議案第 5 号までについて、一括して補足説明をいたします。

議案第 3 号及び議案第 5 号は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 136 号）等が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、原則として令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

まず、議案第 3 号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）についてであります。

主な改正点であります。1 点目といたしましては、町民税の減免から特別土地保有税の減免について、規定の追加を行うものであります。

2 点目は、定額減税の実施に伴い、法規定の新設にあわせた新設を行うものであります。

3 点目は、わがまち特例の割合を定める規定の新設及び規定の整備を行うものであります。

このほか、法律改正にあわせた改正など、法律、政令改正等にあわせた改正や、条例の項ずれ、字句の整理等必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

15 ページ中段、条例第 51 条町民税の減免から、16 ページ中段、条例第 139 条の 3、特別土地保有税の減免についてであります。職権による減免を可能とする規定の追加を行うものであります。

次に、16 ページ下段、附則第 7 条の 5、令和 6 年度分の個人の町民税の特別税額控除から、22 ページ下段、附則第 7 条の 8、令和 7 年度分の個人の町民税の特別税額控除でございますが、定額減税について、令和 6 年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族

1人につき1万円の減税の実施にかかる規定の新設にあわせて新設するものであります。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、条ずれによる改正と法律改正にあわせて改正するものであります。

23ページ中段、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてであります。再生可能エネルギー発電設備にかかる課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定を新設するものであります。

また、居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定についてもあわせて新設するものであります。

そのほか、法附則第15条に定めのあるわがまち特例の割合を定める規定の新設、項ずれによる改正を行うものであります。

24ページ下段から25ページ上段にかけての附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましても、認定長期優良住宅にかかる特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するものであります。また、減額措置の適用期限を2年延長される改正を行うものであります。

26ページ中段、附則第11条から29ページ上段、附則第15条は、土地にかかる固定資産税等の負担調整措置について、現行の負担調整措置の仕組みを3年間継続する法律改正にあわせて改正するものであります。

29ページ下段、附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例から、31ページ下段、附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましても、特別税額控除（定額減税）の対象となる所得割の額について、読替規定の追加を行う法律改正にあわせて改正するものであります。

以上が、議案第3号の補足説明であります。

次に、議案第4号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部改正）についてであります。

本議案は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）について、一部を改正する省令が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

このたびの主な改正点であります。地域再生法に基づく固定資産税の不均一課税について規定のある地方公共団体に対する減収補填措置の適用期限の延長等であります。

そのほか、字句の整理等必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

35ページ、第1条による改正、上段、第2条不均一課税についてであります。本措置を令和8年3月31日まで、現行では令和6年3月31日までとなっておりますが、2年間延長するものでございます。

また、不均一課税の適用から除外する周防大島町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の失効に伴い、該当部分を削除するものでございます。

36ページ、第2条による改正についてでございますが、第4条適用除外について、第1条による改正と同様に、該当部分を削除するものでございます。

以上が、議案第4号の補足説明であります。

続いて、議案第5号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）であります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）等が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

このたびの主な改正点であります。1点目といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、2点目といたしまして、低所得者の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準について、それぞれ引上げを行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明させていただきます。

39ページ上段、第2条課税額についてであります。国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものであります。

次に、39ページ中段、第23条国民健康保険税の減額についてであります。第2号の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を、現行の29万円から29万5,000円に、第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準については、現行の53万5,000円から54万5,000円に、それぞれ引き上げるものであります。

以上が、議案第3号から議案第5号までの補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は、議案ごとに行います。

議案第3号、質疑はありますか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） まず、議案説明資料で質問したいところをお伝えしたいと思うんですけども、議案第3号の3ページ、改正の内容のところ、（1）として町民税の減免、固定資産税の減免、特別土地保有税の減免について、職権による減免を可能とする規定の追加という部分がございます。

また、次の5ページのところに、新築の住宅を建てたときに申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定の新設、この2点についてです。

これは、税金を払う側ではなくて町の税務課の方々が要件を満たしていると判断すれば、あなたの納めるべき税金はちょっと減らすことができますよと、この額で課税しますということになるのかなと思うんですけども、そういった判断が税務課の職員に任せられるということになるのかなと思うんですが、この条例改正に伴って職員たちにはそういった見極めといいますか、こういった場合は減税の対象になるよという研修か何かがあるのかどうか教えてください。

また、4ページのところで、わがまち特例という項目がございます。ちょっと自分が勉強不足で、今回はじめてこの特例について知ったところではあるんですけども、どういった事例のときにわがまち特例でどのぐらい減税されるよということは、課税対象になる我々といいますか、住民や事業者はどのようにして知ることができるのか。ホームページや何かで町として広報されているのであれば、教えてください。

以上です。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員から2点ほど御質問いただいております。

まず、1点目についてです。先ほどの要件を満たした場合の、職権で減税をすとかそういったことは税務課の職員がやるのかという話と、それに対して研修を行うのかというような御質問だったと思います。

白鳥議員が言われるように、当然のことながら税務課の職員において判断し、そういった対応を取る。それに特化した研修というのは行いませんけれども、やはり税務課の職員となった場合にはいろいろな研修機関等がございますので、それに特化した研修というわけにはいきませんが、税全般に対する研修というのは常に行っておりますので、そういった特定の研修というのは今のところ考えてはおりません。

2点目については、税務課長から答弁をさせていただきます。

○議長（小田 貞利君） 宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎由紀子君） 白鳥議員から御質問の、2点目のわがまち特例の関係なんですけれども、こちらは地方税法の附則の第15条でわがまち特例というのが定められており、これが実

際はいろんな案件があります。

今回の改正によって、地方税法の附則に定められている概略の件について、全てうちの町でも適用ができるように今回改正しました。

正直なところ、今までうちの町にはない、これはあたらなかなと思うようなものは入ってなかったんですが、その判断をするのも誰がするのかと考えましたので、地方税法にのっとった今回のわがまち特例の改正という形で、なおかつ今回新規で、先ほど説明もありましたが、再生可能エネルギーに関係するものであるとか、居心地が良く歩きたくなるまちなか創生のためのところ、新規でやっております。

この部分について、例えば事業者であるとか、住民の方であるとかがどういうところで知ることができるかという部分に関しましては、町のホームページ等に全ての情報は載せてはいないのが今の現状ではあります。

当然なんですけれども、実際にお問合せをいただければ、税務課で間違いなく対応はさせていただきますようにしたいと思いますので、そういうところでお願いします。

○議長（小田 貞利君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございます。

今回の1点目の質問に対する御答弁に関してですが、この改正に特化した研修というのは予定はないということではありますが、本当は減税対象だったかもしれない人がちょっと高めに税金を払わなければならないとなったら、ちょっと損した気分になるのかなと思うので、ぜひ課内で勉強会という形でも結構ですので、こういった場合には職権で減税できるよということは庁内の税関係の職員の中では共有できるように配慮をいただけたらと思います。

また、わがまち特例についてですが、これまでよりも本町でも枠といいますか、国全体と同じように広がったと理解したところではあるんですけども、税務課に問合せがあるという時点で、既にある程度その情報を知って、これも対象になりますかといったような質問がいくというような状況かと思うんですけども、そこに至るには相当熟知した方や税理士がついておられるとか、そういったパターンになってくるのかなと思います。

今回わがまち特例というものを私が不勉強だったもので、ネットで検索すれば、やはりうちの町はこういったものをこのぐらいの割合で減税することになっていますよという情報を掲載している自治体もございました。ホームページで、例えばそういったサイトというか、情報を掲載するということが今後検討することができないかどうか、そのあたりを御答弁いただきたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 白鳥議員から2点ほど再質問をいただいております。

まず、1点目の研修についてでございます。白鳥議員がおっしゃられるとおり、当然中での情報共有というのは大変重要なことになってきております。当然のことながら、やはり課全体で共通の認識を持つというのはやはり重要なことでございますので、そういったことは当然進めていきたいと思っておりますし、先ほども最初の答弁で御回答いたしましたけれども、いろんな研修等があれば、職員については積極的に研修に参加するよういろいろと配慮をしていきたいと思っております。

2点目についてでございます。先ほど白鳥議員が言われましたとおり、やはり周知をしていくというのも大変重要なことでございます。そういったことも含めて、再度、中で検討し、できる限り分かりやすいような取組をしてまいりたいと考えております。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第5号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定いたしました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税に関する条例等の一部改正）について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。  
議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

### 日程第13. 議案第6号

○議長（小田 貞利君） 日程第13、議案第6号周防大島町税条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第6号周防大島町税条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）等が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、専決処分をいたしました令和6年4月1日に施行するもの以外のものについて周防大島町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、御説明をさせていただきます。

このたびの改正は、公益信託制度改革による新たな公益信託制度の新設に伴い、所得税法の規定の見直しを行うことによる規定の整備を行うものでございます。

所得税において、改正が行われる措置に対して、個人住民税においても同様の措置を講ずることとされております。

以上が、議案第6号の補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第6号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

---

#### 日程第14. 議案第7号

○議長（小田 貞利君） 日程第14、議案第7号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第7号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、補足説明をいたします。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の制定に伴い、山口県後期高齢者医療広域連合規約の一部を令和6年12月2日から変更しようとするものでございます。

このたびの変更内容につきましては、新旧対照表により御説明させていただきます。

別表第1中被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めるものです。これは、令和6年12月2日から後期高齢者医療被保険者証の利用を停止し、マイナンバーカードに一体化する取扱いとなることとする法律改正に伴うものでございます。

以上のような広域連合規約の一部を変更する場合、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事に対し許可を求めることとなっております。また、同条の規定による協議については、同法第291条の11の規定により、議会の議決を経なければならないため、本議案を提出するものでございます。

以上が、議案第7号の補足説明でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第7号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

---

#### 日程第15. 議案第8号

○議長（小田 貞利君） 日程第15、議案第8号周防大島町 防災行政無線（同報系）第2期再整備工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第8号周防大島町 防災行政無線（同報系）第2期再整備工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

本件は、周防大島町 防災行政無線（同報系）第2期再整備工事の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

周防大島町 防災行政無線（同報系）再整備工事につきましては、令和5年度から令和9年度までの5か年計画で更新工事を行う予定で工事に着手しております。令和5年度に条件付一般競争入札を行い、パナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社と契約し、久賀庁舎の親局設備、大島庁舎・東和庁舎・橘庁舎・柳井地区広域消防本部の遠隔制御設備、嵩山・文珠山の中継局設備、高塔・赤石・鯛の峰・情島の再送信子局設備等の基幹となる通信設備の更新を行ったところでございます。

パナソニック製の機器を導入していることから、令和6年度以降の更新工事におきましても、全てのシステムが円滑に連動して機能することが前提となり、不具合が生じた場合でも迅速な対応が求められ、更新後の運用に支障を生じさせないためにも、令和5年度の工事請負業者であります大阪府大阪市淀川区宮原4丁目5番41号、パナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきまして、随意契約により工事を実施しようとするものでございます。

また、世界的な原材料の品薄により納期の遅れが発生する恐れがありまして、単年度では工期内に工事を完成させることが困難であることが予想されることや、部材の価格高騰に対し少しでも工事費を圧縮するため、令和6年度から令和7年度にかけての工事を一括発注して実施するもので、4億6,500万円に消費税を加えた5億1,150万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

第2期再整備工事の概要につきましては、久賀庁舎の親局設備から嵩山中継局設備の区間の多重無線設備の更新、再送信子局1局の増設及び屋外拡声子局56局を更新するものでございます。

なお、参考までに、工事の完成期日は、令和8年3月20日を予定しております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第8号、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 随意契約の理由について、もう少し具体的に教えていただきたい

んですが、この議案資料にありますガイドラインの②の理由だということだと思いますが、ここに挙げてある3つの内容、これが全てあてはまるから随意契約にするということではよろしいのかどうか。あてはまるのであれば、どういう事由がこれにあてはまるのか、そこの御説明をお願いします。

それと、説明資料がついておりますけれど、この資料は業者が作ったものなのか、それとも町が作ったものなのか、その辺の御説明をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議案の資料の中で、3点全てに該当するという御質問であったかと思います。この中で、全てというわけではなく、いずれかに該当すれば、ガイドライン上は問題ないと思っております。

それと、先ほどの資料につきましては、業者が作成をしております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この3つの理由のうち、どれかに該当する。もちろん全部に該当しなきゃいけないと言っているわけではなくて、この3つのうちのどれかに該当するんでしょうけれど、さっき質問したのは、どういった面で、どういった内容がこの3つのいずれかの理由に該当するのか。どういう理由で具体的にガイドラインのこの条項に該当すると判断したのか、私が聞きたいのは、それをまず、説明していただきたいのと、それが該当すると判断したのは、誰がどのようなプロセスを経て判断したのか。

それが、この議会はもちろんですけど、対外的に公表され説明されなきゃ、この随意契約の理由なんで、これのどれかに該当しますよというような話じゃ誰も納得しないと私は思います。そこをまずはこの議会で説明してくださいということをお願いしました。もう1回御答弁をお願いします。

それと、資料ですけど、業者が作ったのでしょうか。資料2の今回の第2期再整備工事、このオレンジの網掛けの部分が対象になっているんだと思いますが、例えば、ナンバー41の油宇公民館の由宇とか、その対象になっていない源名とか宮浦区民館とか、井崎公民館とか、これどこの施設でしょうか。原地区学習等共用施設の共用も字が違うんです。資料ですけど、議会に上げるときに、政策企画課がぱっと見たら、これは誰でも気づく話で、こういう業者が果たしてきちんと仕事ができるのかどうか。地元に通じているからという理由じゃないと思うんですが、非常に心もとないなというのがあります。そういう意味でお尋ねしました。

随意契約理由をとにかくもう1回説明していただきたいのと、予定価格をどういうふうに決められたのか。これは1社の随意契約、5億円の1社による随意契約ですので、予定価格の決定方

法というのは、よほど慎重に行わなければ、要するに言い値になってしまうと思うんですが、これもやっぱり対外的にどういうふうなプロセスで、どういうふうな検討をして決定したのか。ここが説明できないと、5億円の工事を1社で随意契約で契約しますよというようなことは、ちょっと説明がつかないんじゃないかなと思います。

まず、なぜ1社なのか。そこも、今やっているパナソニックだからとか、今やっている事業者だからというのがあると思うんですが、じゃあこのパナソニック製の防災無線は、この事業者でないと、企業でないと施工できないものなのか。そうであるとすれば、そういうものを公共事業に導入した最初の段階がちょっと問題があるんじゃないかなと思います。その辺を含めてこの1社での随意契約が妥当なんですよということをこの場でまずは納得いくような合理的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から御質問いただいた件で御回答いたします。

何点かちょっと不明なところもあったので、漏れがありましたらまた後ほど教えていただければと思います。

まず第一に、そのガイドラインのどの部分に該当するか。資料にありますとおり、丸が3つありますけれど、その真ん中にあります既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事と私どもは考えております。といいますのも、令和5年度に周防大島町の第1期の工事を条件付の一般競争入札で実施をいたしました。その中において、1社、パナソニックコネク株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社が入札に参加したという状況でございます。

先ほど副町長の答弁にもダブる部分がございますけれど、令和6年度、今年度以降の更新工事におきましても、大前提というのはやはり全てのシステムが円滑に連動して機能することが大前提となってまいります。当然、不具合が生じた場合においても迅速な対応が求められて、更新後の運用に支障を来さない、生じさせないためにもやはり随意契約としてパナソニックコネク株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社と契約するのが一番という判断でございます。

それともう1点、予定価格の件でございます。これは設計金額から求めております。

以上でございます。（「資料は」と呼ぶ者あり）

説明資料、先ほど田中議員から御指摘のあったとおり、ここはやはり誤字があるというのは、当然、担当部、私を含め、課のチェックが甘いと思っております。この場を借りて、御迷惑をおかけして大変申し訳ございませんでした。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） さっきもお聞きしましたけれど、今の既設の設備と密接不可分の関係にある等々が該当するということをなぜ……。

既設の設備ですから、令和5年度の業者だからということなんでしょうけれども、じゃあ、令和5年度の業者を1社で入札して契約したということについて、私は公共工事の効率性ということから考えると、やはりその時点で1社で契約する、1社入札で契約したその後の、今後こういうことになるので、ずっと結局その業者としか契約できないという理由をつくってしまうので、そのときにやはりもっと慎重にやるべきじゃなかったのかなと思いますが、前の話をしてもしょうがないので、要するに心配なのは、今契約しているこの随意契約理由は、この業者しかできない、この防災行政無線の工事はこの業者しかできない、果たして本当にそうなのかどうか。競合というか、競争性を担保することはできなかったのかどうか、そこを合理的に説明してほしい。もうこの業者しか、日本全国、海外も含めてかもしれませんが、この業者しかいないんだ、今の周防大島町の防災行政無線を更新できるのは、この業者しかいないんだということの合理的説明をしてほしい。そして、それを社会に対して公表すべきだというふうに申し上げているので、その辺の説明ができるのかどうか、それをお願いしたんですが、もう1回そこを御答弁いただきたい。

もしそうであれば、要するに今回契約しようとしている業者が、例えば倒産したということになったときに、保証人がついていると思う、つけると思うが、その保証人は何という業者が保証人になるのか、もし可能であれば御答弁いただきたい。ちょっとそこが矛盾すると思うんですが、保証人がいるのであればその業者がこの契約に、入札に参加できるはずなんで、この業者しかいないんだというのをどう説明するのか。

仮に、この業者しかできないんだという理屈であれば保証人をつけること、つけないかもしれませんが、つけないというのは公共契約としてあり得ないと思うんですが、この業者しかできないとすれば、この本町の防災行政無線はこの業者とともにある。この業者の今後次第。この業者が手を引くと言ったら、もう本町の防災行政無線は成り立たないのか、そこらをどう考えているのか。公共的な設備として、そういうシステムじゃだめだと思うんです。そこら辺も含めて、単にこの業者しかいない、前年度契約しているからこの業者ですよという単純な問題じゃないと思うんですが、その辺のお考えを最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどからの私の答弁とダブってくると思うんですが、やはり現実的に、昨年、条件付一般競争入札を全国から入札を提案しておりますけれど、その中においても、やはり1社しか申し込みがない。そういった現実を踏まえると、入札に適してはいないと思っております。適していない

というのが、さっきのガイドラインの2番目にあるような事案について、やはり適さないと思っております。

例えば、私の言い方がまずいのかどうか、当然メーカーが変わってくると、その機器の互換性や障害等の発生時の迅速な対応に問題が生じてくるというようなことがあると思います。また仮に、違うメーカーが入った場合には、保守についてはパナソニックだけではなく、いろんなメーカーの保守が当然入ってきます。ですから、そういった保守費用のことを考えていくうえでも費用がかなりかさんでくるのではないかと考えております。

ですが、やはり一番は、町民への周知する情報伝達がスムーズに伝わるのが第一条件と私どもは考えておりますので、やっぱりそこをスムーズにいくような形で、今回パナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社と随意契約をさせていただいたというふうに御理解いただければと思います。

先ほどの保証会社の件でございます。保証会社についてはそういったことはございませんけれど、保証として契約に保証金を上げております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 今回の契約です。複数年度にわたる契約で、令和6年度から令和7年度にわたる複数年度の契約になり、その理由としまして、資材の高騰ですとか、そういった理由を今御説明いただきました。

それで、今回この工事を実施するにあたり、この資材については、例えば工事着工と同時に資材を一括して確保するのか、それとも工事が進んでいくうちに、まあ五月雨式といつては言い方が悪いですがけれども、その都度その都度で資材を購入していく予定になっているのか、そのところがどうなっているのか教えてください。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山根議員の御質問にお答えいたします。

今回2年間の工期とすることによって、2年分の材料を一括して仕入れるということでございます。これは、納期が少し遅れたとしても工期を十分に確保することができ、また工事費についても圧縮できるという考えから一括して納入をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。ちょっと私が危惧しましたのが、やはり世界的な半導体不足です。そのところで、例えば工期が遅れるであるとか、あるいは金額が変わってくるとか、そういった可能性があるのかということをお心配しましたが、今の御説明で一括

で納品されるということで大変安心いたしました。

やっぱり、5億円以上という、額にすれば本当に大変な、本町の、周防大島町の財政規模からいっても大事業だと思っております。ちゃんと契約どおりに事業が進んでいくようにしっかり工期は管理していただいて、進めていただきたいと思います。私からは以上です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号周防大島町 防災行政無線（同報系）第2期再整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第9号

○議長（小田 貞利君） 日程第16、議案第9号令和6年度 東和小学校バリアフリー改修工事（建築）の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第9号令和6年度 東和小学校バリアフリー改修工事（建築）の請負契約の締結について補足説明をいたします。

令和6年度 東和小学校バリアフリー改修工事（建築）につきましては、去る令和6年5月2日、4者による指名競争入札の結果、周防大島町大字久賀の平川建設株式会社が6,880万円で落札をいたしました。落札価格に消費税の額を加えた7,568万円で請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要につきましては、今年度4月に入学した肢体不自由児童の利用する特別支援教室の新設や会議室改修に加え、児童の上部階への移動を容易にするためエレベーター設備新設等の改修工事であります。

参考までに、工期は、契約の日の翌日から令和7年3月21日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第9号、質疑はありませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 説明資料の図面、ちょっと図面を見るのが得意ではないので恐縮なんですけれども、これを見るとエレベーターだけなのかなと思ったんですが、今の御説明だと、会議室と対象の児童の利用する教室の改修ということも含まれていたかと思うんですが、教室と会議室はどういった形でバリアフリーが図られるのか教えていただきたいというのが1点と、既に入学されている児童ということだったかと思うんですが、今年度につきましてはどのような御対応を学校でされているのか教えていただけたらと思います。

○議長（小田 貞利君） 小泉教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（小泉 周三君） お答えいたします。

1つ目の質問で、会議室の改修につきましては、12ページの改修後の玄関から入ったところに現行の会議室がございましたが、その会議室を半分に仕切りまして、玄関の駐車場側に特別支援教室を新たに新設いたします。

使用につきましては、床にカーペットを敷いたり、あとは該当の児童が登校したときに車椅子で外から直接エントリーできるように、この図面の上側にスロープの新設もいたしております。あわせて、現行の会議室が半分強しか残らないということで、新たに図面の真ん中辺の中央部分に多目的室、以前はパソコンコーナーであったところに会議室を別途新設する計画にしております。

それと、2つ目の御質問で、該当の児童がこの4月から入学しているんですが、その該当の児童の現在の教室につきましては、同じく12ページの図面の新たに会議室を設けるパソコンコーナーの一角に仮教室を設置しまして、現在そちらのほうで授業等を受けていただいております。

以上です。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ教えてください。指名業者4者、入札参加者3者というふうになっていますが、ちょっと何かイメージ的に少ないなという印象なんですが、この指名業者数というのは何か基準というものはなかったのでしょうか。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から指名業者の選定基準についての御質問にお答えいたします。

令和6年度の東和小学校バリアフリー改修工事（建築）についての質問でございますが、建築一式工事1,000万円以上において、完成工事高がある町内業者で、Aランクの許可区分が特定の3者及びBランクで許可区分が特定の1者の計4者を指名審査会において指名をするという

決まりにしております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） どうやって決めたのかじゃなくて、指名業者数の基準はないんですかということをお聞きしたのです。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 大変申し訳ございません。今、資料については手持ちは持っていないということでございますので、後ほど御回答させていただきたいと思っております。

○議長（小田 貞利君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 資料というか、私、業者数の基準はないんですかということをお聞きしたので、入札の参加資格の要綱は例規集にありますよね。このタブレットに入っていますが、これによると、なるべく5,000万円以上は8業者以上と規定されているので、これを使われるんだらうと思うんです。この後の議案の工事も同じで、以前のこれまでの入札結果、議会に上がっている分も同じですが、業者数が非常に少ない。この要綱で8業者以上、たまたま今回はこれをクリアできませんでしたという事例であればいいんですが、恒常的にこの要綱の規定をクリアできていないと言ったら、なるべく定めてあるから努力義務ですと言うのかもしれませんが、繰り返しますが、それがたまにだったらそういう理由もあるのかもしれませんが、それが恒常的にこういうふうに守られていないということであれば、私は町が定めた要綱なのに、なぜこれを守れないのかというところが非常に疑問なんです。

町内業者という話もありましたけれど、別に今の時代、町外業者に参加できる業者がないわけじゃないので、私は公共事業として効率性、競争性を高めるという観点から言えば、やはり業者数は全体的に足りないと思いますし、要綱で努力義務とはいえ定めている以上、これをクリアできるように常に配慮というか努力すべきだと思いますが、その辺についてどうお考えなのか。

もう最後の質問なので繰り返しはできませんけれど、業者数、その競争性、効率性という観点からどういうふうに入札というものをお考えなのか。あくまでもこの町が定めた要綱で、町がこの業者数というのを定めているんですから、私はそれを守るべきじゃないのかなと。たまたま守れませんでしたというなら、今回この3件についてどういう理由があるのか、そこを御説明いただきたいと思います。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

田中議員が言われるように、広く町内の業者に限らず一般的に募集すれば公共性が保たれるのではないかというような御質問だったかと思います。そうすると、やはり一般、町内業者に限ら

ず広く案内をするというふうになってきます。

やはり、基本的には町内の業者の育成という観点からすると、広く町外からの業者を募るとい  
うのはなかなか町内業者の育成というのには、そぐわないのかなと思っております。

田中議員が言われるように、町が定めた要綱だからそれに従うのがいいのではないかという御  
質問ではございますけれども、やはり町内業者の育成という観点からすると、今の基準で行くほ  
うが——行くべきではないかと思っております。

しかしながら、こういった業者数が少ない中において、やはり町としても広く業者数が増えて  
いくということは望ましいことではございます。町外の業者を交えた入札というのは、現時点で  
は考えておりません。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。佐原財務課副課長。

○財務課副課長（佐原 正幸君） 先ほどの田中議員の御質問で、指名競争入札にあたり、金額に  
応じて参加する業者数の指名につきましては、周防大島町が発注する建設工事等の契約に係る指  
名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱の第10条に、指名基準として、請負対象  
設計金額に応じて指名業者数を規定しているところで、第10条の規定を読みますと、町長は、  
入札に参加させる者の指名に当たっては、有資格業者のうちからなるべく次の表の左欄に掲げる  
区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる業者数以上を指名するものとするという規定がございま  
す。

なるべくこの業者数に準じた指名業者数を指名したいところですが、結果につきましては先ほ  
ど中元総務部長が答弁しましたように、町内業者育成という観点から町内業者の有資格者の中か  
ら選定させていただいた結果ということになります。

なお、この資料につきましては、後ほどお渡しさせていただきます。失礼いたします。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号令和6年度 東和小学校バリアフリー改修工  
事（建築）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17. 議案第10号

日程第18. 議案第11号

○議長（小田 貞利君） 日程第17、議案第10号令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（建築）の請負契約の締結についてから、日程第18、議案第11号令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（機械設備）の請負契約の締結についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第10号及び議案第11号について一括して補足説明をいたします。

まず、議案第10号令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（建築）の請負契約の締結についてであります。

令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（建築）につきましては、去る令和6年5月15日、4者による指名競争入札の結果、周防大島町大字久賀の平川建設株式会社が1億780万円で落札をいたしました。落札価格に消費税の額を加えた1億1,858万円で請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要につきましては、漏水しているプール槽を交換するとともに利用期間を延長すべく温水化を図るため、プール棟の改修やボイラー室棟の新築、地下オイルタンクの設置などであります。

参考までに、工期は、契約の日の翌日から令和7年3月14日までを予定いたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

以上が、議案第10号の補足説明であります。

次に、議案第11号令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（機械設備）の請負契約の締結についてであります。

令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（機械設備）につきましては、去る令和6年5月15日、5者による指名競争入札の結果、周防大島町大字小松の株式会社三光電気工業所が9,220万円で落札をいたしました。落札価格に消費税の額を加えた1億142万円で請負契約を締結しようとするものであります。

工事の概要につきましては、プールの利用期間を延長すべく温水化を図るため、温水ボイラーの新設や老朽化した循環ろ過設備の交換などであります。

参考までに、工期は、契約の日の翌日から令和7年3月14日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

以上が、議案第10号から議案第11号までの補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小田 貞利君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第10号、質疑はありませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案説明資料の資料2の図面のほうからお伺いいたします。

プールの水深が1.1メートル、端っこも真ん中も1.1メートルなんですけど、これは現状どおりのものなのか。

それから、プール槽を新設ということなんですけど、飛び込み台がどのようになるのか。以前、この飛び込み台が滑りやすく、大会のときにけががあったこともあるんですけど、この飛び込み台は新しくなるのか。

それと、プール水深が1.1メートルということで、スタート台の高さのガイドラインがありまして、この1.1メートルですと、飛び込み台の高さが水面から25センチメートル以内という、基準ではないですけどもガイドライン的なものがあるんですけど、これをクリアしているようなものかどうか教えてください。

○議長（小田 貞利君） 暫時休憩します。

午前11時57分休憩

午後0時00分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） すみません、調べるのに時間がかかってしまいました。

まず、飛び込み台につきましては、高さが250ミリメートル、25センチメートルの脱着式というものを新たに設置しようと考えております。

また、水深については、1.1メートルのフラットという形になっておりますが、多分、真ん中のほうは少しだけ深くなるのではないかなと、要するに、排水等の関係がありますので、そういうふうな構造になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） さっきの続きみたいになりますけれど、これも業者数4者。さっ

きの御答弁では、町内業者育成という目的があるんだということでしたけれど、それであれば、この4者しか——この指名基準Aランクでというような話もありました。そのランクを決めるのも町が決めている話。前に一般質問をしたときは、ランクは変えませんという話でしたけれど、令和6年4月から変わっています。要するに町が決めることですから、どうにでもなる話。

一方で、この要綱、そういった町内業者育成のために、この要綱が守れない、クリアできないのであれば、この要綱自体を変えていくということによろしいのかどうか、そこだけ確認させてください。そうしないと矛盾しますよね。こっちじゃランクがあるからという話をして、こっちじゃ町内業者育成。

私は、競争性を高めるためには、ランクを変えるか、もっとこの指名をもっと広いBランクも入れて業者数を増やす、競争性を高めるという方法もあると思いますが、その辺ちょっと理解できません。この要綱で8者以上としているのは、それなりの競争性の面から理由があるはずなんで、じゃあその理由が、今は理由づけが、根拠がなくなったからということであれば、この要綱を改正するということがよろしいのかどうか、御答弁をお願いします。

○議長（小田 貞利君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員から、要綱について改正をするのかという御質問について、御回答いたします。

この要綱については、そういったことも含めて、私の口から、今この場で変えます変えませんがというようなことは、適切ではないと思います。当然のことながら、町には指名審査会という組織がございます。そういったところでも諮りながら検討の材料になろうかと思っておりますので、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小田 貞利君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 先ほど吉村議員の質問の中で、水深のことの回答をいたしました。

深さは1.1メートルのフラットで、真ん中の方が少し深くなっている、今既存がそうなんですけれども、そうなるのではなからうかと申しましたが、今の計画では、水深は全てが1.1メートルのフラットでございます。訂正させていただきます。

○議長（小田 貞利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第11号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。議案第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（建築）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号令和6年度 周防大島町B&G海洋センタープール改修工事（機械設備）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小田 貞利君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小田 貞利君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、6月19日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（池永祐美子君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時08分散会

---